

平成27年6月1日から

『危険行為を繰り返す自転車 運転者に対する講習制度』 がスタート!

自転車の運転者が、道路における交通に危険を生じさせるおそれのある危険行為をして2回以上検挙された場合、都道府県公安委員会からその自転車運転者に対し、自転車運転者講習の受講が命じられます。

○講習制度の流れ

自転車運転中に
危険行為を
反復して行う
(3年以内に2回以上)



3ヶ月以内に受講

講習時間：3時間
講習手数料：5,700円（標準額）

受講命令に違反

5万円以下の罰金

▶▶▶ ※危険行為の詳細は裏面をご覧ください。 ▶▶▶

「自転車安全利用5則」を守って安全に自転車を利用しましょう。

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5. 子どもはヘルメットを着用

歩道通行が可能な場合とは

- 道路標識などで指定された場合
- 13歳未満の子ども
70歳以上の高齢者
身体の不自由な方
- 車道または交通の状況からみてやむを得ないとき

平成27年自転車マナーアップスローガン

『自転車は マナーとルールが 両輪です』



広島県警察
(一財) 広島県交通安全協会
(広島県交通安全活動推進センター)

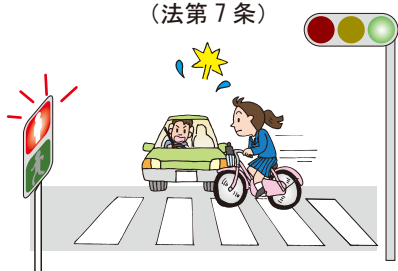


危険行為の
詳細は裏面を
ご覧ください。




『自転車運転者講習制度』 対象となる『危険行為』とは

信号無視
(法第7条)



信号は必ず守りましょう。

通行禁止違反
(法第8条第1項)



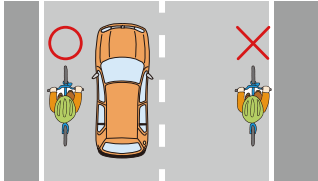
道路標識等により通行を禁止されている道路を進行してはいけません。

**歩行者用道路における
車両の義務違反(徐行違反)**
(法第9条)



自転車の通行が認められている歩行者用道路を通行する場合は、歩行者に注意して徐行しましょう。

通行区分違反
(法第17条第1項、第4項又は第6項)



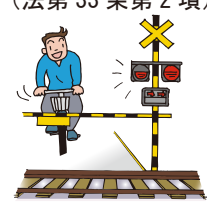
自転車は車道の左側を通行しましょう。

**路側帯通行時の
歩行者の通行妨害**
(法第17条の2第2項)



自転車が通行できる路側帯を通行する場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しましょう。

しゃ断踏切立入り
(法第33条第2項)



遮断機が降り始めたら(警報機が鳴っている間)踏切内に進入してはいけません。

指定場所一時不停止等
(法第43条)




一時停止が指定されている場所では、停止線の直前で確実に一時停止しましょう。

歩道通行時の通行方法違反
(法第63条の4第2項)



歩道の車道寄りの部分を徐行しましょう。歩行者の通行を妨げることになるときは、一時停止しましょう。

**制動装置(ブレーキ)
不良自転車運転**
(法第63条の9第1項)



ブレーキよしっ!

ブレーキ(制動装置)の整備された自転車を運転しましょう。

酒酔い運転
(法第65条第1項)



酒に酔って運転してはいけません。

安全運転義務違反
(法第70条)



ルールを守って安全運転を!
ハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転をしましょう。

★その他の危険行為

交差点の安全進行義務違反等
(法第36条)

交差点優先車妨害等
(法第37条)

**環状交差点
安全進行義務違反等**
(法第37条の2)

★赤色TSマークの補償 自転車安全整備店で、点検・整備を受けると、そのしるしとしてTSマークが自転車に貼付されます。

補償内容	傷害補償	賠償責任補償	被害者見舞金
●死亡	●死亡	●死亡	●入院加療15日以上 の傷害
●重度後遺障害 (1~4級)	●重度後遺障害 (1~7級)	●重度後遺障害 (1~7級)	(一律) 10万円
(一律) 100万円	限度額 5,000万円		
●入院加療15日以上 の傷害			
(一律) 10万円			(一律) 10万円

